大津市ごみ出し支援戸別収集サービス実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、家庭廃棄物（大型ごみを除き、市が定期的に収集するものに限る。以下「対象家庭廃棄物」という。）をごみ集積所へ排出することが困難な高齢者又は障害者で構成される世帯に対し、対象家庭廃棄物の戸別収集（以下「戸別収集サービス」という。）を実施し、高齢者及び障害者の日常生活の負担を軽減することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　高齢者　市内に住所を有する６５歳以上の者で、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定する要介護認定を受けているものをいう。

⑵　障害者　市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帳、滋賀県知事からの知的障害者の療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。

２　前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成６年条例第１７号）において使用する用語の例による。

（対象世帯）

第３条　この要綱による戸別収集サービスを利用することができる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯（これに準ずる世帯として市長が認めるものを含む。）で、当該世帯の世帯員以外に対象家庭廃棄物を大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成６年規則第４５号）第１３条第１項第４号に規定する時間帯にごみ集積所へ排出する者がいないと認められるものとする。

⑴　高齢者又は障害者のみで構成されている世帯

⑵　世帯員のいずれかが介護保険法に規定する訪問介護における家事援助又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する居宅介護、重度訪問介護若しくは重度障害者等包括支援における日常生活の支援（家事）を受けている世帯

（申請手続）

第４条　戸別収集サービスを利用しようとする者は、居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所の管理者、介護支援専門員等が署名した大津市ごみ出し支援戸別収集サービス申請書（様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

（審査及び調査）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者の属する世帯が第３条に規定する対象世帯に該当するか否かについて審査を行うとともに、周辺の道路状況等が個別収集サービスを円滑に実施することができる条件に適合しているか否かについて調査を行うものとする。

（収集の決定）

第６条　市長は、前条に規定する審査及び調査に基づき、戸別収集サービスの利用の可否を決定し、大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用決定通知書（様式第２号）又は大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用申請棄却（却下）決定通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（収集日）

第７条　戸別収集サービスによる収集は、戸別収集サービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の属する世帯が該当する家庭廃棄物の収集区域の定期収集を行う日又は当該区域における大型ごみの収集を行う日（以下「収集日」という。）のいずれかに行うものとする。

（収集の終了）

第８条　市長は、利用者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日をもって戸別収集サービスによる収集を終了する。

⑴　戸別収集サービスの利用の中止の申出があったとき　中止の指定を受けた日

⑵　第３条に規定する対象世帯の要件を欠くに至ったとき　その事実を確認した日

⑶　不正の手段により戸別収集サービスの利用の決定を受けたことが判明したとき　その事実を確認した日

⑷　その他この要綱の規定に違反したとき　その事実を確認した日

（中止・休止等の届出）

第９条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を当該各号に掲げる書面により市長に届け出なければならない。

⑴　第３条に規定する対象世帯の要件を欠くに至ったとき　大津市ごみ出し支援戸別収集サ

ービス中止・休止届（様式第４号）

⑵　世帯員が入院又は施設への入所その他の理由により一定期間、対象家庭廃棄物の排出を行わないとき　大津市ごみ出し支援戸別収集サービス中止・休止届

⑶　世帯員が退院又は施設から退所その他の理由により対象廃棄物の排出を再開するとき　大津市ごみ出し支援戸別収集サービス再開届（様式第５号）

⑷　第４条の申請書に記載した事項に変更が生じたとき　大津市ごみ出し支援戸別収集サービス変更届出書（様式第６号）

（排出方法）

第１０条　利用者及びその世帯の世帯員（以下「利用者等」と総称する。）は、大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用決定通知書に記載された収集場所及び収集日に従って対象家庭廃棄物を排出しなければならない。

２　利用者等は、市が定める分別の区分に従い、それぞれ市の指定するごみ袋に入れた上、当該袋をペール容器等に入れて排出するなど、周辺の環境保全に配慮して対象家庭廃棄物を排出しなければならない。この場合において、利用者等が共同住宅等に居住するときは、当該利用者等は、あらかじめ、ペール容器等の設置について当該共同住宅等の管理者等の承諾を得なければならない。

３　対象家庭廃棄物の排出は、収集日の午前８時３０分までに行わなければならない。

４　収集場所は、原則として利用者等が居住する住居の玄関先とする。ただし、収集作業上困難な場合は、別途協議の上決定する。

５　収集に従事する者は、利用者等の住居内には立ち入らないものとする。

（報告等）

第１１条　市長は、必要があると認める場合は、利用者等に対して、戸別収集サービスの実施に関し必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（情報管理）

第１２条　戸別収集サービスに従事する者は、その実施に際し個人情報の適正な取扱いに留意するものとし、その実施に関して知り得た情報については漏洩してはならない。戸別収集サービスに従事しなくなった後においても同様とする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、戸別収集サービスの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。